

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和 6 年千葉県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「、国民健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。